新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者への支援について

令和4年2月18日 健康福祉部

1 目 的

新型コロナウイルス感染症により指定管理施設の利用料金収入が大幅に減少する等の影響が生じているため、施設機能の維持や行政サービスの発現に支障を来たすことがないよう、指定管理者への支援を行う。

2 概要

(1)支援内容

指定管理施設の管理運営等に要する経費の一部に充てるため、指定管理料を増額する。

(2) 対象施設

指定管理料と利用料金を併用する施設(利用料金併用制): 3施設

※収益性や民間代替性の高い完全利用料金制、管理運営経費の全てを指定管理料で賄う指 定管理料制の施設は、対象外

(3) 対象経費

利用料金収入等が減少したことに伴い不足する管理運営経費

○支援額=対象経費×利用料金減収率×公費負担比率

対 象 経 費:人件費や光熱水費、定期点検等の維持管理費

(指定管理料等を充当する部分を除く)

利用料金減収率:1-(R3年度利用料金収入見込額/利用料金収入実績額の平均*)

公費負担比率:(指定管理料/管理運営に要する経費)の実績平均※

※実績平均=H28年度~R元年度の平均

3 予算額

16,462千円(委託料)

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

(単位:千円)

	施設名	指定管理者名	予算額 (支援額)	所管課
1	秋田県社会福祉会館	(福)秋田県社会福祉協議会	1,512	地域·家庭 福 祉 課
2	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	8, 253	長 寿 社 会 課
3	秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興(株)	6, 697	健康づくり 推 進 課
	計 (3施設)		16, 462	

※支援イメージ

